

## 全教神戸市教職員組合との交渉議事録

1. 日 時：令和5年11月27日（月）18:00～18:30
2. 場 所：教育委員会室
3. 出席者：  
（市）教職員課長、教職員課労務制度担当係長、担当1名  
（組合）執行委員長1名、執行副委員長2名、書記長、執行委員
4. 議 題：①2023年度給与改定要綱の提案  
②期末勤勉手当の支給月数及び支給日  
③災害待機手当の改正案  
④定年引上げに伴う臨時的任用職員の段階的な処遇改善について  
⑤空き家居住に対する住居手当の加算について  
⑥係長級の処遇改善について

### 5. 発言内容：

（市）平素より皆さま方には、何かとご協力いただき、感謝申し上げます。

本日は、給与改定についての私どもの考えをお示しさせていただきたいと思いま。それでは、お配りしました「令和5年度給与改定要綱（案）」に沿って、ご説明いたします。

まず、「1. 給料表」についてでございます。

給料表につきましては、別紙「給料表改正案」のとおりといたします。

改定にあたっては、基本的には国の対応号給の改定額を基礎としますが、本市人事委員会勧告や国、他都市の改定状況のほか本市の実情を考慮の上、引上げを行うことといたします。具体的には、行政職給料表において、高卒初任給など最高で12,000円の引上げとし、初任給をはじめ若年層に重点を置きつつ、再任用職員を含む全級・全号給において引上げ改定を行いたいと考えています。

他の給料表につきましては、行政職給料表との均衡を基本として改定を行いたいと考えております。なお、初任給の基準となる給料月額につきましては、資料に記載のとおり、行政職1級5号給、高卒初任給の基準となる給料月額につきまして、現行156,500円のところ、改正案では168,500円とし、12,000円の改善を、1級13号給、短卒初任給の基準となる給料月額につきまして、現行167,000円のところ、改正案では179,000円とし、高卒初任給と同様に12,000円の改善を、1級25号給、大卒初任給の基準となる給料月額につきまして、現行187,600円のところ、改正案では198,600円とし、11,000円の改善をしております。資料には記載していませんが、教育職(5)につきましては、2級17号給、大卒初任給の基準となる給料月額につきまして、現行211,900円のところ、改正案では223,800円とし、11,900円の改善をしております。

会計年度任用職員につきましては、この度の給料表の改正に伴い、適用する級・号給に改定がある場合は、会計年度任用職員の給料及び報酬の改定を行うことといたします。

次に「2. 係長級の処遇改善」についてです。人事・給与制度の見直しにおいて、令和4年4月以降、全号給について段階的に1万円の引き上げに取り組んでおります。係長級の給料月額について、令和5年4月までに3,000円の引き上げを行っておりますが、このたびの給料表改定によって生じた給料表の見直しに伴う経過措置額の解消分を用い、行政職給料表の係長級を対象に、全号給においてさらに700円の引き上げを行いたいと考えております。

次に、「3. 実施時期」についてでございます。

実施時期につきましては、令和5年4月1日といたします。

差額支給につきましては、12月20日（水）の予定としております。会計年度任用職員に関する差額支給につきましては、任期が短い方やパートタイムで勤務する方も多く、差額支給の対象者を特定する必要が生じるほか、差額支給額の確定に時間を要するため、1月19日（金）の予定でございます。

つづきまして、期末・勤勉手当について、お示しいたします。

それでは、お手元にお配りした、「期末・勤勉手当の支給月数及び支給日（案）」をご覧ください。一般の職員の期末手当を0.05月引き上げ、今年度より「2.40月」から「2.45月」とするとともに、勤勉手当の支給月数を0.05月引上げ、人事評価結果の反映前の年間支給月数について、今年度より「2.00月」から「2.05月」、併せた期末・勤勉手当の年間支給月数を「4.40月」から「4.50月」といたします。

また、再任用職員におきましては、期末手当を0.025月引き上げ、今年度より「1.35月」から「1.375月」とするとともに、勤勉手当を0.025月引き上げ、今年度より「0.95月」から「0.975月」、併せた期末・勤勉手当の年間支給月数を「2.30月」から「2.35月」といたします。

さらに、会計年度任用職員についてでございますが、常勤職員との均衡を考慮し、期末手当を0.10月引き上げ、今年度より期末手当の年間支給月数を「2.50月」から「2.60月」といたします。

なお、令和6年度の期末・勤勉手当の支給月数につきまして、今回引き上げた月数を夏期及び年末で均等に割り振り、一般の職員につきましては夏期・年末とも2.25月、再任用職員につきましては、夏期・年末とも1.175月といたします。

また、会計年度任用職員につきましては、令和6年度より勤勉手当を支給することとした場合になりますが、期末・勤勉手当ともに一般の職員と同様の年間支給月数としたうえで、夏期及び年末で均等に割り振り、夏期・年末ともに2.25月といたします。

今年度の年末手当につきましては、一般の職員については2.3月分を、再任用職員に

については1.2月分を、会計年度任用職員については1.35月分を12月8日に一括支給いたします。

次に、年末手当の支給細目について、「勤勉手当支給基準(案)」をご覧ください。基準については、従前から変更はありません。

なお、会計年度任用職員の令和6年の夏期手当における勤勉手当支給基準につきましては、一般の職員と同様といたします。

期末・勤勉手当については以上になります。

つづきまして、「災害待機手当の改正」及び「定年引上げに伴う臨時的任用職員の段階的な処遇改善」について、お示しさせていただきます。

まず、お手元にお配りしております「災害待機手当改正(案)について」をご覧ください。

それでは、ご説明いたします。

「1. 概要」についてですが、前回の改正から今年度までの給与改定率を勘案し、災害待機手当の増額を行うことといたします。

「2. 内容」についてですが、改正後の金額といたしましては、

1時間～3時間の区分については2,800円、3時間～5時間の区分については4,350円、5時間～7時間の区分については5,900円、7時間以上の区分については6,600円といたします。

「3. 実施時期」につきましては、令和6年1月1日といたします。

つづきまして、お手元の「定年引上げに伴う臨時的任用職員の段階的な処遇改善(案)について」をご覧ください。

それでは、ご説明いたします。

「1. 概要」についてですが、令和2年度より再任用職員との均衡を考慮した処遇となっている60歳を超える臨時的任用職員について、定年引上げに伴い、再任用職員ではなく、給料月額が7割措置された60歳を超える正規職員との均衡を考慮した処遇とするため、段階的に処遇改善を実施いたします。

「2. 実施内容」につきましては、期末勤勉手当、扶養手当、住居手当を正規職員と同様に支給することといたします。

「3. 実施時期」につきましては、正規職員の定年年齢の引き上げと同様に、2年に1歳ずつ65歳まで段階的に引き上げることといたします。

以上でございます。よろしく申し上げます。

つづきまして、「空き家居住に対する住居手当の加算について(案)」をご説明いたします。

「1. 概要」についてでございますが、全市的な空き家対策推進の一環として、職員が要件に該当する神戸市内の空き家に居住した場合、現行の住居手当に加えて、新たに住居手当の加算額を支給いたします。

「2. 改正内容」でございますが、「(1) 支給要件」につきましては、職員イントラネットに掲載された対象物件（登録空き家）に居住する場合に、住居手当の加算額を支給いたします。その他の支給要件・支給方法等は、従来の住居手当制度と同様とします。

「(2) 加算額」につきましては、持ち家等の場合は3年間に限り、月額10,000円を加算し、借家・借間の場合は、月額15,000円を加算いたします。

「3. 実施時期」につきましては、令和6年4月1日といたします。

以上でございます。

つづきまして、係長級の処遇改善について、お示しいたします。

お手元の「係長級の処遇改善について（案）」をご覧ください。

まず、「1. 概要」についてでございます。令和2年度の人事・給与制度の見直しにおきまして、昇任意欲を醸成する観点から、係長級の処遇改善として、令和4年4月以降、全号給について段階的に1万円まで引き上げを行うこととお話ししていたところでございます。

これらを踏まえ、「2. 処遇改善の内容」といたしまして、係長級の給料月額について、令和5年4月までに3,700円の引き上げを行うこととしていますが、令和6年4月より全号給においてさらに1,300円の引き上げを行うことといたします。これにより、累計5,000円の引き上げとなります。

「3. 適用給料表」につきましては、行政職給料表といたします。

「4. 実施時期」につきましては、令和6年4月1日といたします。

令和6年4月における処遇改善後の給料月額につきましては、別紙にて記載しておりますので、後ほどご参照ください。残りの引き上げ額につきましては、職員の在籍状況や経過措置の状況、また、今後の給与改定の状況等を踏まえ、引き続きできるだけ速やかに引き上げを行ってまいります。

係長級の処遇改善については、以上でございます。

(組) 2年連続で給与、一時金があがるのは良かったと思っています。加えて、60歳以降の臨時的任用職員の一時金についても住居手当等も含めて一定の前進かと思っていますが、65歳までの定年延長制度が完成した後に、66歳以降の臨時的任用職員も同じような処遇改善になるのでしょうか。

(市) 今回、提案させていただいているのは65歳までの職員となっておりますので、66歳以上の職員の処遇改善は含まれていません。今回提案させていただいているのは、あくまでも定年長の引き上げられるものに合わせた段階的な処遇改善になるので、例えば現在63歳や64歳の人は今回の処遇改善の対象とならず、来年度61歳になる人から対象となります。

(組) ということは、65歳以上でもう少し働いてみようと思う人は処遇が下がる可能性はあるのでしょうか。

(市) 現時点ではその通りです。定年引上げが完成されたさい65歳以上の職員の処遇をど

のように取扱うかは、定年引上げの完成が10年後のため、その時の判断がどうなのかわかるかによると思います。

(組) ますます職場で同じ仕事をしているが、処遇面では色々な差がついてしまうことになっていきます。組合でも再任用になると、この処遇ではやっていられないという声がよく入ってくるのですが、市労連では、そのことについて議論は無かったのでしょうか。

(市) 臨時的任用職員がいるのは教員だけになりますので、市労連交渉にはなっておりません。おっしゃっていただいたような声は他の組合からも意見として聞いている状況です。

(組) 再任用については、次の春から一時金をどうするかとかの話はありますか。

(市) 今回の給与改定では再任用職員も対象となっていますが、それとは別の改善については特に予定はありません。

(組) 住居手当についてですが、職員イントラネットに掲載された対象物件というのは、賃貸だけでなく、持ち家も含まれるのでしょうか。

(市) 持ち家も含まれます。

(組) 空き家対策は行政が力を入れていかないといけないものですが、今もイントラネットに空き家は掲載されていますか。

(市) 確認してご連絡します。

(組) 会計年度の方の給料表はどれになるのでしょうか。

(市) 会計年度の職種によって適用される給料表が異なりますので、それぞれの職種によって行政職給料表や教育職給料表、労務職給料表が設定されるものになります。

(組) 今回の給与改定で、4月から採用された会計年度任用職員が対象になるということでしょうか。

(市) 今回、全級号給が改定されていますので、級号給に基づいた給料を設定している職種は改定の対象となります。ただ、会計年度任用職員の中には級号給に基づかない固定時給が設定されている職種もございますので、そういった方は改定の対象とはなりません。また、遡及されるのは期末手当の支給要件を満たすことが必要になりますので、短時間勤務の人で期末手当が支給されない方は対象外となります。

(組) 対象者はけっこういるのでしょうか。その中には学校司書も含まれますか。というのも学校司書さんから給料が少なくて悩まれている方も多くいます。新たに採用になった場合も、ベテランさんはこれまでの経験が加味されるのかなど不安を抱えている方もいらっしゃると思います。

(市) 具体的な数は把握していませんが、対象者は多くいます。学校司書は行政職給料表に基づいており、全員期末手当が支給されているので給与改定の対象になります。

(組) 会計年度に勤勉手当が支給されるのは来年からですか。

(市) 来年からになります。

(組) 係長級の処遇改善についての給料表ですが、間差というのはどういう意味でしょうか。

(市) 次の号給との差を示しています。

- (組) この給料月額の中に改善される 1,300 円が含まれているということですか。
- (市) 含まれています。
- (組) 係長級の処遇改善ですが、教育職は対象になるのでしょうか。教育だと教頭が段階的に 1 万円あがるということになっていませんか。
- (市) 教育職は対象になっていません。
- (組) それは何故でしょうか。
- (市) 令和 2 年に人事給与制度の見直しに合わせて係長の処遇改善を実施しているものになりますので、教育職は対象ではありませんでした。令和 2 年度の人事給与制度改革で、より職務職責に応じた給与体系とするため、主任級の見直しと合わせて、行政職の係長級の処遇改善を実施しています。
- (組) 文科省はメリハリのついた給料体制ということを書いていまして、それが分断に繋がるとするのは教育の中ではあると思います。今回の係長級の処遇改善には教育職は含まれていないとのことですが、昔から組合としても主任手当についても強く要求してきました。
- (組) 妥結するかについては、いったん持ち帰らせていただきます。本日はありがとうございました。